

第3節 社会教育施設・設備の充実

第1項 公民館

1. 現状と課題

(1) 公民館数

公民館は、地域住民にもっとも親しみやすい社会教育施設として市町村の条例に基づき設置されている。

本県においては、公民館をその機能により中央館と地区館に区分している。

この区分に基づく昭和51年度の地域別公民館設置状況は表3-3-1のとおり、中央館・地区館の合計は229館となっている。

一方、公民館の事業の遂行上最低必要とみなされる専用の建物の面積は330㎡以上（「公民館の設置及び運営に関する基準」とされている）とされている。

本県においては、基準面積以上の公民館の建設を促進しており、昭和51年度における基準面積以上の地域別公民館数は表3-3-2のとおりである。

これより、本県の公民館数に対する基準面積以上の公民館の割合は、中央館が94.3%、地区館が61.0%、全体で73.8%となる（「総務課調査」(昭51)）。

なお、昭和41年度から昭和51年度までにおいて、国庫補助事業（県費補助も含む）により、公民館を建設した状況は、表3-3-3のとおり毎年8館前後建設し、建物構造も大部分が耐火構造（鉄筋、鉄骨）となっている。

このように建設促進されたため、基準面積以上の公民館を一館も設置

していない市町村数は1市3町1村のみとなっている（「社会教育統計要覧」(昭51)）。

また、「公民館の設置及び運営に関する基準」によれば、「公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、当該市町村の小学校または中学校の通学区域、人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域を定めるものとする。」となっている。

表3-3-1 地域別公民館設置状況

(単位：館)

項目\地域	計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
中央館	88	16	18	12	21	6	14	1
地区館	141	36	32	-	27	5	6	35
合計	229	52	50	12	48	11	20	36

注：「社会教育統計要覧」(昭51)による。

表3-3-2 地域別基準以上の公民館設置状況

(単位：館)

項目\地域	計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
中央館	83	16	18	12	19	6	11	1
地区館	86	27	28	-	6	4	6	15
合計	169	43	46	12	25	10	17	16

注：1. 「社会教育統計要覧」(昭51)による。

2. 基準は、国庫補助基準（床面積330㎡以上）である。

表3-3-3 国庫補助事業による公民館建設数及び構造別の推移

(単位：館)

項目\年度	合計	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
建設数	88	9	5	5	8	11	10	10	8	8	8	6
鉄筋	70	6	1	2	5	11	10	9	7	6	8	5
鉄骨	8	2	1	-	3	-	-	1	-	1	-	-
木造	10	1	3	3	-	-	-	-	1	1	-	1

注：1. 「社会教育統計要覧」(昭51)による。

2. 補助事業には、県費補助による建設事業を含む。